

原告団意見陳述書

2022年9月14日

原告代表 原 伸 雄

本意見書において、本審理を通じて明らかになったこと、及び裁判所に対する要望を述べます。

1 本訴訟の審理を通じて明らかになったこと

- (1) 私たち原告団は、2021年11月8日付「原告団意見陳述書」において述べましたように、女川原発が再稼働することにより、事故の発生確率が格段に高まることが必至となる中であって、避難計画は、私たち避難者にとっては命を守る最後の砦であり、その実効性が確保されているかどうかは、生死にも関わる大問題なので、本法廷において、避難計画の実効性について徹底した審理をして頂きたいとお願いしました。

その後も、私たち原告団、及び弁護団は、主に宮城県や石巻市に対する情報公開請求、本訴訟における調査嘱託申出等、避難計画の実効性についての検証を進めてきましたが、やはり、避難計画の実効性は全くないと断言せざるを得ないような状況であることが明らかになりました。

私たち原告団及び弁護団が主張立証してきたように、避難計画は、渋滞問題等多岐にわたる問題があり、被告らがいうように、「改善・修正」などで対応できず、設計ミスと言わざるを得ない代物なのです。このことは、原告側は本訴訟で十分に主張立証しましたが、私からは以下の点を特に指摘したいと思います。

(2) 検査場所が機能しない

検査場所については、石巻市民の約4万人が集結することになる「鷹来の森運動公園」を中心に、本訴訟前から、県や市に数々の質問をし、さらに各種情報公開請求をしてきました。その結果、県や市、そして被告は、避難者の行動心理や、避難時の状況についての想像が決定的に欠けていることが分かりました。

例えば、避難指示が出れば、避難者は我先に指定された検査場所に向か

って車両を走らせることになり、その数日間で指定された検査場所に向かう道路は避難者の車両で埋まることとなります。私達避難者は、急いで避難しなければならないという心理に陥っているので、水、食料等の蓄えを車に積んでいない人も多いと思われまして、ガソリンも貯まった状態である保証などありません。

しかも、避難途上では、例えば、コンビニエンスストアの従業員等も避難していると思われ、コンビニエンスストアで水、食料等を補給することなどできません。また、渋滞中に車を置いて、トイレを探しに行くことなどできませんし、急病人が出た場合に、その人を救急車で救出することも難しい状況となるでしょう。その結果、私たち避難者は、避難指示が出た30km圏内に何日間も置かれることとなり、放射線被ばくの高リスクを負うことになるのです。

また、仮に検査場所に到着したとしても、検査場所がしっかり運営できるとは到底思えません。情報公開請求等によって、各検査場所に設置すべきレーン数が決まっておらず、購入も未了とのこと。また、検査場所に派遣される県や被告の要員につき、誰が行くのか、どのような役割分担をするのかさえ未検討であり、県も被告も作業実態を把握していないため、要員の事前確保が困難であることは、第10準備書面で述べたとおりです。そのような状況下で、要員予定者に訓練を実施しているわけもありません。原子力発電所事故というただでさえ混乱する状況において、突然派遣を指名された要員が、私たち避難者の車で一杯になった車道をいかにして検査場所にたどり着くのか、仮に検査場所に到着したとして、十分な数の要員である保証はなく、レイアウトも決まっていない検査場所で、避難者を適切に誘導して除染作業を行うことなどできるわけがありません。要員用の食料や宿泊場所の整備に手がついていないことも明らかになりましたので、到着した要員が働き続けてくれる保証もありません。検査場所が機能しなければ、私たち避難者は機能しないことを知った後で、それぞれの判断で渋滞から抜け出し、自分で避難先を探して避難せざるを得ません。バスの場合も考えれば、それがどんなに危険なことか、容易に想像がつかます。

さらには、県は検査場所の開設時期について、「数日後から数日間開設する」としてはいますが、数日後から開設されるという点は、避難者には全

く知らされていません。避難者が知っているのは、指定された検査場所に向かうことのみです。上記のとおり、避難指示が出れば、避難者は我先に指定された検査場所に向かって車両を走らせ、検査場所までの道路はすぐに渋滞し、検査場所まわりの道路も多くの避難車両で埋まることになるでしょう。そうすると、ただでさえ数日間開設に要するとされているところ、県や被告の要員も検査場所にたどり着けなくなり、レーンを積んだトラック、資材を積んだトラックも同様です。避難者の車両が検査場所の周囲を封鎖する形になり、検査場所は開設できなくなります。このことは、私たち避難者の避難が遅れることを意味し、さらには、検査場所が女川原発から30 km圏内にあることもあり、より被ばくしてしまうのではないかと不安を感じずにはられません。

(3) バスでの避難ができない

私の住む石巻市河南地区には、高齢者が多く、車を運転できない方も多くいます。このような方はバスで避難することになっていますが、情報公開請求等を通して、バスでの避難も実際にはできないと思わざるを得ません。まず驚いたことは、情報公開請求に対する回答により、バスの派遣についての責任の所在について、県とバス協会の見解が対立していることです。事故発生後、バス協会からお手伝いが県に派遣されるから、バス確保の責任はバス協会にあるという県の見解は、県がバス確保の責任を放棄したことに等しく、その結果、最も基本的な検討事項である市民が避難するのに必要なバスの台数、避難者数すら検討しておらず、バスの確保はもはや絶望的であると思いました。

その他、バス1台につき1人同乗することとなっている添乗員（市の職員）の確保と手配も未検討で、当然、当該職員の訓練等も実施されていません。仮に当該職員がバスに添乗したとして、自ら行うべき職務を全うできるはずがありません。添乗員の確保が未検討であることに県が関心を示した形跡すらありません。

また、バスの運転手の拘束時間との関係で、運転手を確保できるのか、渋滞に巻き込まれた場合、トイレをどうするのか、水や食料の補給はあるのか、体調不良者が出た場合にはどうするのか等の深刻な問題もあります。一方、バスが来なければ、避難者は一時集合所でバスを何日も待ち続けることになり、放射線被ばくの高リスクを負うことになります。

バスは検査場所に向かうことが義務づけられています。検査場所が機能しなければ、検査場所に向かうバスに乗ることは、渋滞に巻き込まれるだけのことであり、高齢者にとっては極めて危険なことです。(2)は(3)と関連しています。

- (4) その他、複合災害時の二次避難先確保の問題、各施設入所者の避難の問題、行政機能の移転先が確保されていない点、オフサイトセンターが機能しない点、服用のタイミングとの関係で、安定ヨウ素剤を検査場所と一時集合所で配布する方針が誤っている点等、私たちが本訴訟で指摘したどの点をとっても、避難計画は絵に描いた餅であり、実効性のかけらもありません。

これらは仮処分前の私たちの公開質問に誠実に接して、少し想像力を働かせていれば容易に想像ができることです。それができないのは、県も市も協議会を主催する内閣府も、避難者の立場に立って考えていないからなのではないかと思えません。

2 本訴訟を通じての被告の態度

本訴訟において、被告は、「女川2号機では事故は起きない。起きると言うなら原告側で立証すべきだがそれがなされていない」「避難計画は女川地域原子力防災協議会の確認」を経て「国の原子力防災会議の了承を得ており、問題ない」等として、原告側の避難途上に直面する諸問題の指摘に対しては、「避難計画の不備を縷々主張するだけ」等と一蹴しました。

そして、被告の本訴訟におけるまとめとしての主張と位置付けられる最終準備書面においても、答弁書において主張した立場を繰り返すだけで、私たちが提起した避難計画の中身についての懸念に対して、正面から回答せず、その結果、本訴訟において、避難計画の実効性の有無についての議論はなされませんでした。

もっとも、このような経緯を辿った本訴訟の審理の中で、裁判所が、私たち原告が求めた調査囑託申出の「検査場所」に関わる部分を採用し、宮城県に回答を求めたことは、裁判所が検査場所の問題点に目を向けてくれたものと思料され、本法廷における最大の特徴の一つでした。

しかし、被告が検査場所の問題点に反論さえしなかったことによって、調査囑託の回答が、本訴訟の審理に活かされないのではないかと心配しております。

す。

また、被告は、最終準備書面において「防災計画等の立案・検討についての議論をすることが原子力発電所の安全性に問題があることを意味しない」と断りを入れながら、「防災計画の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは当然の姿勢である」と述べていますが、その様に言うのであれば、被告は、その立場を貫いて、避難計画の実効性の有無について本訴訟において正面から反論すべきです。危険な原発を扱う事業者としての責任感、検査場所に600名の要員を派遣し、避難計画の重要部分を担っている責任感の欠如を感じざるを得ず、大変遺憾であります。

3 本訴訟の意義は、今やPAZ、UPZの住民約15万人が、事故発生後、

① 県の指示に従って検査場所に向かっているのか

② 一時集合所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのかという、いのちに関わる切実な問題に集約されました。②が①と関連することは、先ほど述べたとおりです。

被告に、危険な原発を扱う事業者としての責任感、検査場所に600名の要員を派遣し、避難計画の重要部分を担っている責任感があるのであれば、今からでも遅くありませんので、私たちの主張や立証に真っ正面から向き合い、①②に誠実かつ明確に回答すべきです。

裁判所においては、原告を初め周辺住民のいのちに関わる問題であることを十分に斟酌して頂き、被告が回答を拒否する場合、その拒否が何を意味するのかも吟味し、明確な判断を示して頂けますように心からの期待を申し上げ最終陳述と致します。

以 上